

居宅介護支援センター寝屋川苑 重要事項説明書の内容変更に係る同意書
令和6年4月の介護保険法の改正に伴い居宅介護支援センター寝屋川苑の重要事項説明書
を一部変更いたします。

1 事業所の職員体制

管理者	久村 洋人
-----	-------

職	職 務 内 容	人 員 数
管理者	1 介護支援専門員その他の従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 2 介護支援専門員その他の従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常 勤 1名
介護支援専門員	居宅介護支援業務を行います。	常 勤 5名 非常勤 0名
事務職員	介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常 勤 0名 非常勤 0名

2 居宅介護支援の内容、利用料及びその他の費用について

居宅介護支援の内容	提供方法	介護保険 適用有無	利用料 (月額)	利用者負担額 (介護保険適用の場合)
① アセスメント・居宅サービス計画の作成・サービス担当者会議の実施	別紙に掲げる「居宅介護支援業務の実施方法等について」を	左の①～⑦の内容は、居宅介護支援の	下表のとおり	介護保険適用となる場合には、利用料を支払う必要がありません。

② 居宅サービス事業者との連絡調整	参照下さい。	一連業務として、介護保険の対象となるものです。		(全額介護保険により負担されます。)
③ モニタリング				
④ 利用者状況の把握				
⑤ 給付管理				
⑥ 要介護認定申請に対する協力、援助				
⑦ 相談業務				

※テレビ電話等を活用したモニタリングの実施

テレビ電話等を活用したモニタリングの実施

テレビ電話等を活用したモニタリングの実施方法及びメリット・デメリットは以下のとおりです。

同意欄	説明
☐	利用者の状態が安定していることを前提として実施します。
☐	実施にあたっては、主治医及びサービス事業所等の合意を得ます。
☐	2ヶ月に1回は利用者の居宅を訪問して面接を行います。
☐	移動が不要であるためケアマネジャーとの日程調整が容易になります。
☐	訪問者を自宅に迎える回数が減るので、ご利用者様の心理的負担が軽減されます。
☐	感染症が流行している状況でも、非接触での面接が可能になります。
☐	利用者様の健康状態や住環境等については、画面越しでは確認が難しいことから、サービス事業所の担当者から情報提供を受けます。

居宅介護支援費（Ⅰ）				
区分・要介護度			基本単位	利用料
(i)	介護支援専門員1人当たりの利用者の数が45人未満の場合	要介護1・2	1,086	11,772円
		要介護3・4・5	1,411	15,295円
(ii)	介護支援専門員1人当たりの利用者の数が45人以上の場合にお	要介護1・2	544	5,896円
		要介護3・4・5	704	7,631円

	いて、45以上60未満の部分			
(iii)	介護支援専門員1人当たりの利用者の数が45人以上の場合において、60人以上の部分	要介護1・2	326	3,533円
		要介護3・4・5	422	4,574円

居宅介護支援費（Ⅱ）については、以下の場合に算定できることとなっています。

- ・ケアプランデータ連携システムの利用
- ・事務職員の配置を行っている

居宅介護支援費（Ⅱ）				
区分・要介護度			基本単位	利用料
(i)	介護支援専門員1人当たりの利用者の数が50人未満の場合	要介護1・2	1,086	11,772円
		要介護3・4・5	1,411	15,295円
(ii)	介護支援専門員1人当たりの利用者の数が50人以上の場合において、50以上60未満の部分	要介護1・2	527	5,712円
		要介護3・4・5	683	7,403円
(iii)	介護支援専門員1人当たりの利用者の数が50人以上の場合において、60人以上の部分	要介護1・2	316	3,425円
		要介護3・4・5	410	4,444円

※ 当事業所が運営基準減算（居宅介護支援の業務が適切に行われない場合の減算）に該当する場合は、上記金額の50／100となります。また2か月以上継続して該当する場合には、算定しません。

居宅介護支援の業務が適切に行われない場合とは以下のような場合が該当します。

- ・高齢者虐待防止措置未実施減算（利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に、基本報酬が減算されます。）所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算
- ・業務継続計画未策定減算（感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、かつ、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合）所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算
- ・居宅介護支援の同一建物減算（いずれかに該当する利用者にサービスの提供を行う場合、減算が適用になります。居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の建物、同一の敷地内の建物、隣接する敷地内の建物に住む利用者居宅介護支援事業所の

利用者が1月あたり20人以上住む建物（上記を除く）に住む利用者）所定単位数の95%を算定

45人以上（居宅介護支援費（Ⅱ）については、50人）の場合については、契約日が古いものから順に割り当て、45件目（居宅介護支援費（Ⅱ）については、50件目）以上になった場合に居宅介護支援費 ii 又は iii を算定します。

(1) 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算		基本単 位	利用料	算定回数等
要介護度による区分なし	初回加算	300	3,252円	初回利用のみ 1 月につき
	特定事業所加算 （Ⅰ）	519	5,625円	1 月につき
	特定事業所加算 （Ⅱ）	421	4,563円	
	特定事業所加算 （Ⅲ）	323	3,501円	
	特定事業所加算 （A）	114	1,235円	
	特定事業所医療介護 連携加算	125	1,355円	退院・退所加算の算定に係る病院等との連携の回数の合計が35回以上であること等、厚生労働大臣が定める基準に適合する場合（1 月につき）
	入院時情報連携加算 （Ⅰ）	250	2,710円	利用者が病院又は診療所に入院してから 3 日以内に、必要な情報提供を行った場合（1 月につき）
	入院時情報連携加算 （Ⅱ）	200	2,168円	利用者が病院又は診療所に入院してから 4 日以上 7 日以内に、必要な情報提供を行った場合（1月につき）

3 虐待の防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成できるよう、虐待防止に関する以下の措置を講じます。

(1) 虐待防止委員会の設置

- (2) 高齢者虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (4) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- (5) 専任担当者の配置

当事業所における虐待防止委員及び専任担当者	管理者 久村 洋人
-----------------------	-----------

- (6) 成年後見制度の利用を支援
- (7) 苦情解決体制を整備

4 居宅介護支援の業務範囲外の内容

ケアマネジャーは、ケアプランの作成やサービス調整を行いますが、下記に示すような内容は業務範囲外となります。これらのご要望に対しては、必要に応じて他の専門職等を紹介します。

居宅介護支援の業務範囲外の内容の例	・救急車への同乗 ・入退院時の手続きや生活用品調達等の支援 ・家事の代行業務 ・直接の身体介護 ・金銭管理
-------------------	---

5 業務改善に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅支援の提供が受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

感染症の予防及びまん延防止のための措置

感染症の発生及びまん延を防止できるよう、下記の措置を講じます。

感染症委員会の開催

- (1) 感染症及びまん延防止のための指針の整備
- (2) 感染症及びまん延防止のための研修及び訓練の実施
- (3) 専任担当者の配置

感染症防止に関する担当者	管理者 久村 洋人
--------------	-----------

6 身体拘束等の原則禁止

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

7 当法人におけるカスタマーハラスメントへの対応に関する方針

別紙参照

8 サービス第三者の実施状況について

事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

実施の有無	無
実施した直近の年月日	
第三者評価機関名	
評価結果の開示状況	

重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	-------------------------------------

上記内容について、「寝屋川市指定居宅サービス事業所等の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成30年寝屋川市条例第55号）」の規定に基づき、利用者に説明しました。

事業者	所在地	大阪府寝屋川市宇谷町1番36号
	法人名	社会福祉法人東和福祉会
	代表者名	理事長 岸田 幸之助
	事業所名	社会福祉法人東和福祉会 居宅介護支援センター寝屋川苑
	説明者氏名	

上記の内容の説明を事業所から確かに受けました。

利用者	住所
	氏名

代 理 人	住所
	氏名